

大阪府スポーツ少年団本部規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下、「本会」という。）定款第38条の規定に基づき専門委員会として「大阪府スポーツ少年団」を組織し、本部を設置する。

第2章 目 的

第2条 本部は、スポーツを通じて少年の心身を鍛練するために府内のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本部は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) スポーツ少年団に関する登録と報告
- (2) 府内スポーツ少年団ならびに指導者、リーダーの養成
- (3) スポーツ少年団体力テストおよびその他全府内の事業の実施
- (4) スポーツ少年団各種交流活動の実施ならびに大会等への派遣
- (5) 府内スポーツ少年団および指導者・団員の表彰
- (6) 府内スポーツ少年団指導者協議会の組織化と育成
- (7) 府内市町村スポーツ少年団の助成
- (8) スポーツ少年団に関する調査研究および機関紙等刊行物の発行
- (9) 関係団体との連絡調整
- (10) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

第4章 組 織

第4条 本部は、次の委員をもって構成する。

- (1) 府内の大阪市、堺市地区を含む各地区スポーツ少年団連絡協議会（以下、「地区協議会」という。）の会長ならびに地区協議会から推薦された者若干名
- (2) 本会の役員より若干名
- (3) 学識経験者より若干名
- (4) 大阪府スポーツ少年団に加盟している市町村スポーツ少年団から選出された者

第5章 役 員

第5条 本部には、次の役員をおく。

本部長	1名	副本部長	9名以内
理事長	1名	常任理事	11名以内
理事	22名以内（正副本部長、理事長、常任理事を除く）		
本部委員	43名以内		

第6条 本部長は、本会会長の指名する役員がこれにあたる。

- 2 本部長は、本部を代表し会務を統轄する。
- 3 本部長は、理事会および委員会の議長となる。
- 4 本部長は、就任と同時に理事となる。

- 第7条 副本部長は、地区協議会長がこれにあたる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはあらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代行する。
 - 3 副本部長は、就任と同時に理事となる。
- 第8条 理事長は、理事会において理事の互選で定める。
- 2 理事長は、本部長の命を受けて本部の業務を掌理する。
- 第9条 常任理事は、各専門委員会の正副委員長ならびに特別委員会の委員長と、府指導者協議会正副会長がこれにあたる。
- 2 常任理事は、常任理事会を組織する。
- 第10条 理事は、府内の各地区協議会から選出された2名ならびにリーダー会が推薦するもの2名がこれにあたる。
- 2 本部長は、前項のほか、本部に関係ある学識経験者から若干名の理事を指名することができる。
 - 3 理事は、理事会を組織し、本部の業務を執行する。
- 第11条 本部委員は、各市町村スポーツ少年団の本部長または副本部長のいずれか1名をもってこれにあたる。
- 2 本部委員は、本部委員会を組織する。
- 第12条 本部は、顧問及び参与を若干名おくことができる。
- 2 顧問は、本部の発展途上の功労者の中から理事会の推薦により本部長がこれを委嘱する。
 - 3 参与は、市町村本部長ならびに関係者の中から理事会の推薦により本部長がこれを委嘱する。
 - 4 顧問は、本部長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応ずるものとする。
- 第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げないものとする。
- 2 役員に欠員が生じたときは、当該地区協議会から補充するものとする。
 - 3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員の任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第6章 会 議

- 第14条 理事会は、この規程に定める事項のほか本部の業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を決定するものとする。
- 2 理事会は、本部長が招集する。
 - 3 理事の3分の1以上から会議の目的を明示した請求があったときは、本部長は理事会を招集するものとする。
 - 4 理事会は、2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面により意思を表示した者は出席者とみなすものとする。
 - 5 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは、議長がこれを定めるものとする。
 - 6 理事会の決議を要する事項のうち、天変地異及び疫病の蔓延等により、本部長が理事会を開催することが困難であると判断した場合は、議案に対する理事の過半数の書面または電磁的記録による同意を持って理事会の賛成決議に代えることができる。

第 15 条 常任理事会は、正副本部長、理事長、常任理事をもって構成する。

2 本部長は、前項に定める者のほか、議事の必要に応じて関係する者を会議に招くことができるものとする。

3 常任理事会は、本部長が招集し、議長となる。

4 常任理事会は、理事会より付託された事項を審議、処理する。

第 16 条 本部委員会は、正副本部長、理事長、本部委員をもって構成する。

2 本部委員会は、本部長がこれを招集し、その議長となり、事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する事項について審議する。

第 7 章 専 門 委 員 会

第 17 条 本部事業遂行のために必要な各種専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

第 8 章 指 導 者 協 議 会

第 18 条 府内市町村ならびに日本スポーツ少年団指導者協議会の組織の拡充と事業の促進を図るため、「大阪府スポーツ少年団指導者協議会」を設置する。

2 指導者協議会に関する事項は、理事会で別に定める。

第 9 章 リ ー ダ ー 会

第 19 条 府内市町村ならびに府スポーツ少年団の進展を期するため、「大阪府スポーツ少年団リーダー会」を設置する。

2 府リーダー会に関する事項は、理事会で別に定める。

第 10 章 事 務 局

第 20 条 本部の事務は、本会事務局において処理する。

第 11 章 規 程 の 変 更

第 21 条 この規程は、理事会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

第 12 章 附 則

第 22 条 この規程は、昭和 45 年 3 月 30 日から施行する。

昭和 45 年 4 月 1 日 施 行

昭和 51 年 4 月 24 日 一部改定

昭和 56 年 3 月 26 日 一部改定

平成 2 年 6 月 29 日 一部改定

平成 8 年 5 月 23 日 一部改定

平成 14 年 5 月 10 日 一部改定

平成 19 年 2 月 16 日 一部改定

平成 22 年 3 月 26 日 一部改定

平成 24 年 3 月 22 日 一部改定

平成 24 年 4 月 1 日 一部改定

平成 30 年 6 月 8 日 一部改定

平成 31 年 4 月 1 日 一部改定

令和 2 年 4 月 24 日 一部改定

申し合わせ事項

- 副本部長は、理事長および専門委員会委員長と特別委員会委員長ならびに指導者協議会会長を兼ねることができる。
- 副本部長は、常任理事にはならない。
- 理事と本部委員は兼ねることができる。
- 地区選出時および学識経験者指名時に理事と指導者協議会委員を兼ねることはできない。